

生活・お知らせ

後期高齢者医療加入者へ

年に一度は健康診査を受けましょう

令和2年度健康診査の受診期限は令和3年3月31日です。まだ受診されていない方で受診を希望する方は、お早めに医療機関に予約のうえ、受診してください。なお、受診については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、医療機関にあらじめ電話にてご相談のうえ、ご検討ください。

持参物／○被保険者証(保険証)

○500円(自己負担金)

○受診票(広域連合郵送)

※受診票は令和2年4月現在で被保険者の方には4月下旬～5月上旬に送付。令和2年5月以降に75歳になる方は誕生日の10日頃に送付しています。また、受診票の再発行には、1週間ほどかかりますので、お早めにご連絡ください。

問合せ／福岡県後期高齢者医療広域

連合 ☎092・651・3111

FAX ☎092・651・39001

HP <http://www.fukuoka-kouki.jp>

歯周病検診はお済でしょうか？

歯周病は、歯を失う大きな原因です。歯周病で歯を失うと、からだ全体に大きな影響を与えてしまうため、予防と早期発見・治療をするのが大切です。

検診対象の方には令和2年4月下旬に案内通知を送っています。

令和2年度対象者の方で「まだ検診を受けていない」方はお早めに受診ください。なお、受診については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、医療機関にあらじめ電話にてご相談のうえ、ご検討ください。

【令和2年度対象者】

- 40歳(昭和55年4月2日～昭和56年4月1日生)
- 50歳(昭和45年4月2日～昭和46年4月1日生)
- 60歳(昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生)
- 70歳(昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生)

【実施期間】令和3年3月31日

※上記期間を過ぎると無料で受診できません。

問合せ／桂川町役場 健康福祉課 健康推進係 ☎65・0001

→→→ Pick Up

事業主のみなさまへ

令和3年3月1日から
障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります(障害者雇用率制度)。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

問合せ／ハローワーク飯塚(飯塚公共職業安定所) ☎24・8636